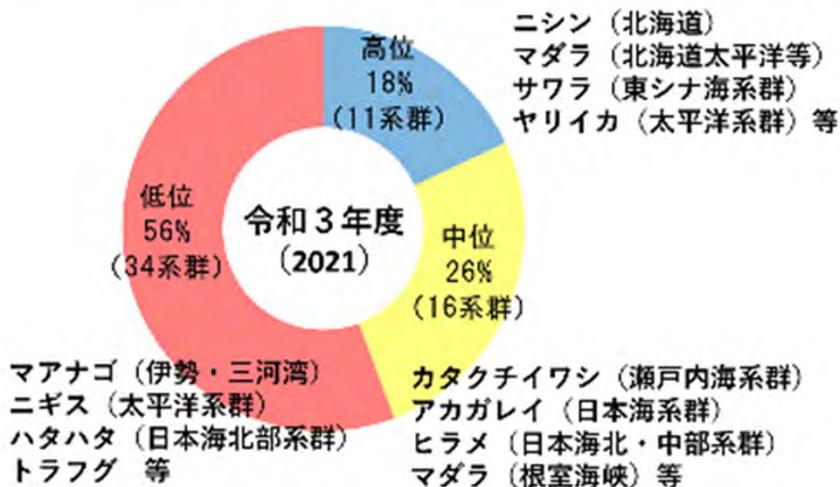


# 第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

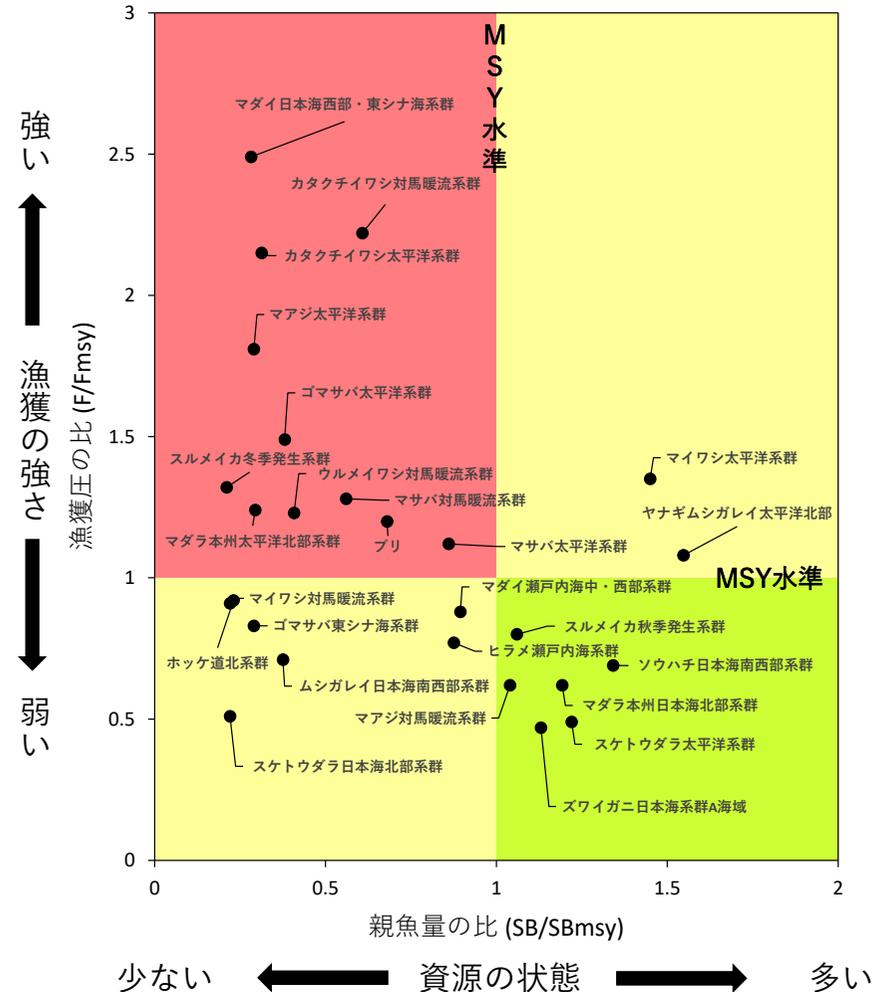
## (1) 我が国周辺の水産資源

- 水産資源の管理は、資源評価に基づき、資源量と漁獲の強さの両面から適切な措置を執ることが重要。
- 令和3（2021）年度は、資源評価対象魚種を119魚種から192魚種に拡大。
- そのうち、MSY（最大持続生産量）をベースとした資源評価を8魚種14系群から17魚種26系群に拡大。42魚種61系群は、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

### 高位・中位・低位の3区分による資源評価



### MSYをベースとした資源評価



資料: 水産庁・(研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成

## (2) 我が国の資源管理

### ア 我が国の資源管理制度

- 令和2（2020）年12月に施行された新漁業法では、漁獲量がMSYを達成することを目標として資源を管理し、管理手法はTAC（漁獲可能量）を基本。

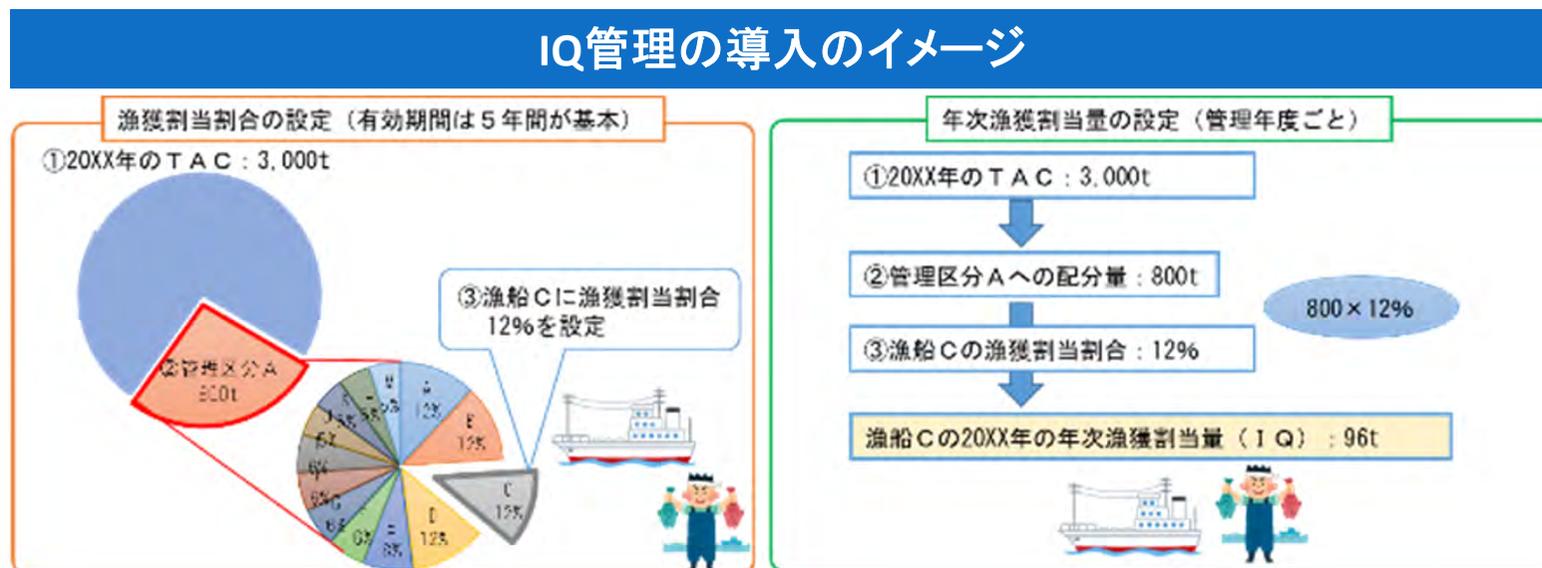
#### 〈新たな資源管理の推進に向けたロードマップ〉

- 令和2（2020）年9月、新たな資源管理システムの構築のため、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を決定・公表。現在、漁業者をはじめとする関係者の理解と協力を得た上で、「行程」を着実に実施。
- ロードマップでは、令和12（2030）年度に漁獲量を444万tまで回復させることを目標とし、令和5（2023）年度までに、
  - 1) 資源評価対象魚種を200種程度に拡大、
  - 2) 漁獲量ベースで8割をTAC管理、
  - 3) TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にIQ（漁獲割当て）による管理を原則導入、
  - 4) 自主的な資源管理（資源管理計画）を新漁業法に基づく資源管理協定に移行、としている。

## (2) 我が国の資源管理

### イ TAC、IQ、資源管理協定による管理の推進

- TAC魚種の拡大については、1) 漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）、2) MSYベースの資源評価に近い将来実施される見込みの魚種、という二つの条件に合致するものから、新たなTAC管理を検討。
- IQは、ミナミマグロ及び大西洋クロマグロの遠洋まぐろはえ縄漁業に加え、令和3（2021）管理年度からは、サバ類の大中型まき網漁業において、令和4（2022）管理年度からは、マイワシとクロマグロ（大型魚）の大中型まき網漁業及びクロマグロ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業において導入。
- 資源管理協定については、令和3（2021）年度は、従来のTAC魚種を対象とした大臣許可漁業に係る資源管理計画について、令和4（2022）年度から資源管理協定に基づく取組を開始するための準備を実施。沿岸漁業においても、都道府県知事が認定する資源管理協定へ順次移行。

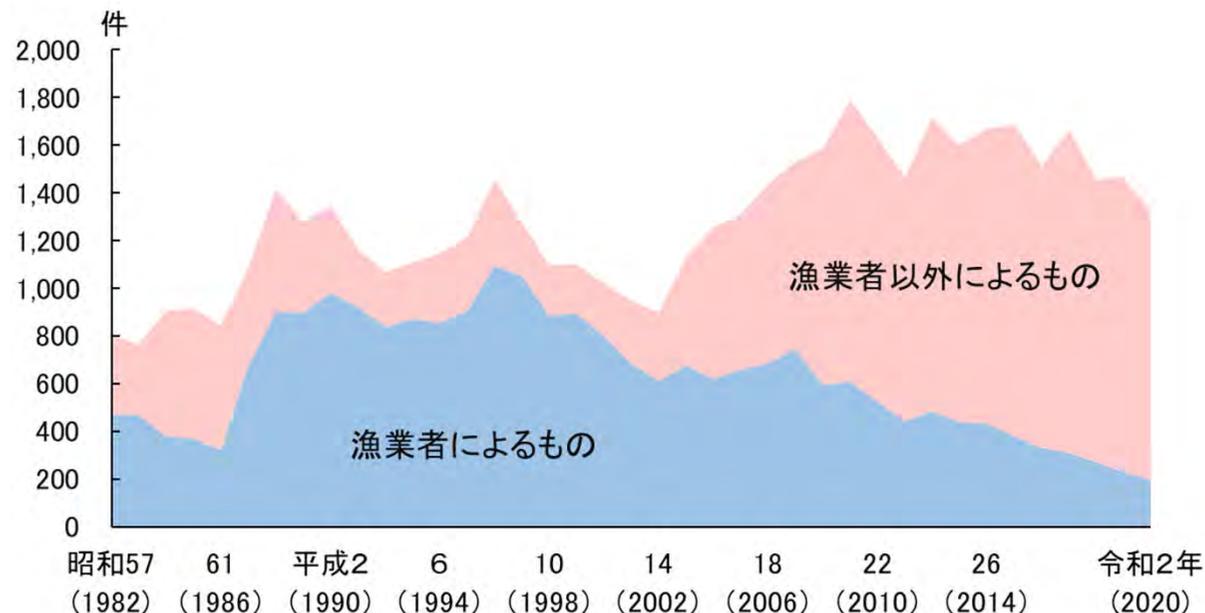


### (3) 実効ある資源管理のための取組

#### ア 我が国の沿岸等における密漁防止・漁業取締り

- 令和2（2020）年における全国の漁業関係法令違反の検挙件数は、1,426件（うち海面1,368件、内水面58件）。漁業者以外による密漁が増加し、悪質化・巧妙化。
- 新漁業法に基づき、アワビ、ナマコ等を「特定水産動植物」に指定し、漁業権や漁業の許可等に基づいて採捕する場合を除いて採捕を原則禁止に。違反した場合には、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金。また、違法に採捕されたことを知りながら特定水産動植物を運搬、保管、取得等した者に対しても同じ罰則が適用。

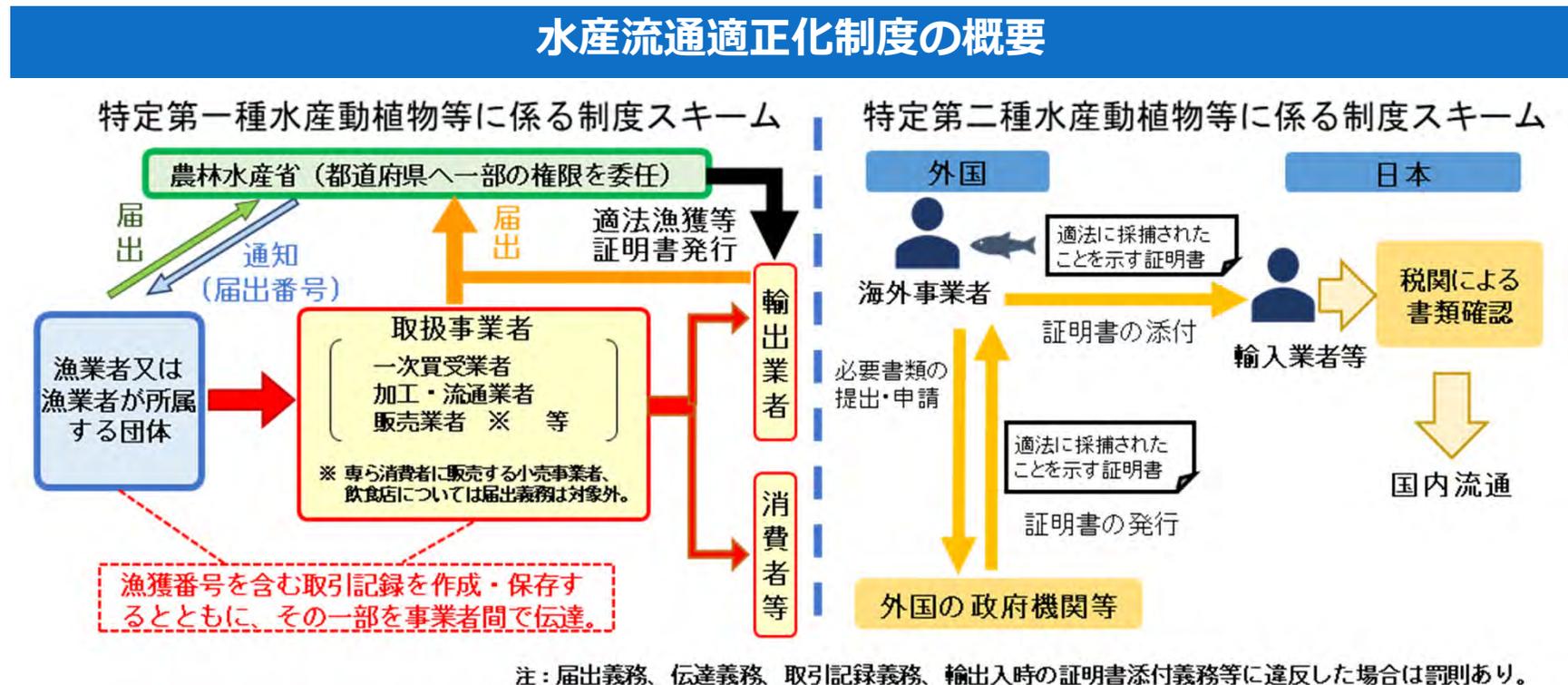
#### 我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移



### (3) 実効ある資源管理のための取組

#### イ 水産流通適正化制度の導入

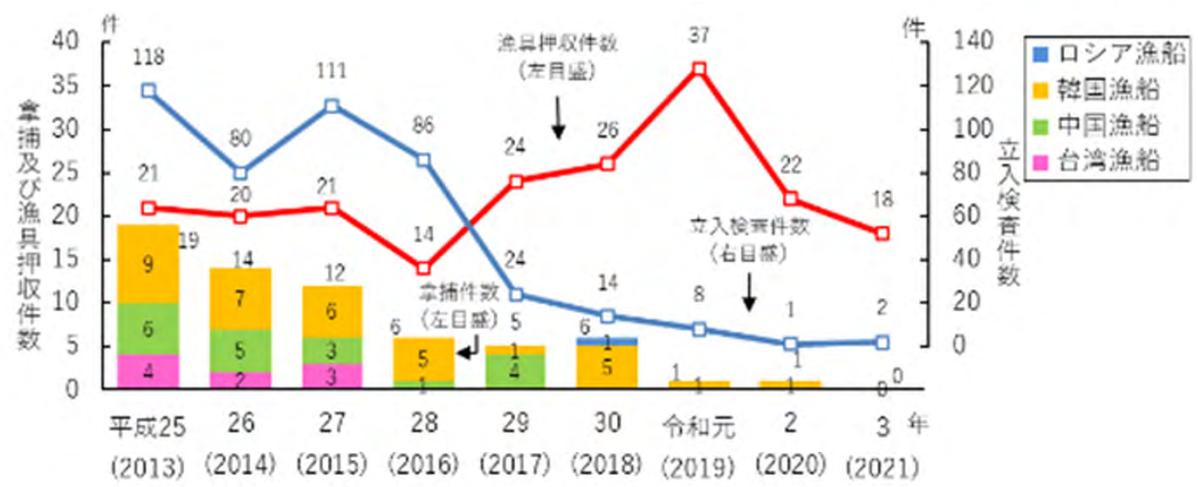
- 令和2（2020）年に、違法に採捕された水産物の流通過程での混入等を防止することを目的とした水産流通適正化法が成立。特定の水産動植物を取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存等を義務付け。
- この法律は、令和4（2022）年12月の施行を予定。施行に向けて、説明会やポスター・リーフレット等を活用し、幅広く制度の周知・普及を推進。



### (3) 実効ある資源管理のための取組 ウ 外国漁船の監視・取締り

- 令和3（2021）年の水産庁による外国漁船の取締実績は、立入検査2件、違法設置漁具の押収18件。
- 日本海の大和堆周辺水域における中国漁船及び北朝鮮漁船による操業は、違法であるのみならず、我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっており、極めて問題。漁業取締船により重点的に取締活動を実施するとともに、海上保安庁と連携して対応。令和3（2021）年の水産庁による中国漁船等への退去警告隻数は、延べ582隻。

水産庁による外国漁船の拿捕・立入検査等の件数の推移



我が国EEZから中国漁船を退去させる  
水産庁漁業取締船

資料： 水産庁調べ  
注：公海における乗船検査を含まない。

## (4) 資源を積極的に増やすための取組

- 国は、種苗放流等を資源管理の一環として実施することとし、
  - 1) 従来実施してきた事業は、資源評価を行い、資源造成の目的を達成したもののや効果の認められないものは実施しない、
  - 2) 資源造成効果の高い手法や対象魚種は、都道府県と適切に役割を分担し、ヒラメやトラフグのような広域回遊魚種等は、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進すること等により、重点化。
  
- サケ（シロサケ）は、近年、放流した稚魚の回帰率の低下により、資源が減少。気候変動による海洋環境の変化が、海に降りた後の稚魚の生残に影響しているとの指摘もあり、国は、環境の変化に対応した放流手法の改善の取組等を支援。

### 種苗放流の主な対象種と放流実績

(単位:万尾(万個))

		平成23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元年度 (2019)
地先種	アワビ類	1,362	1,251	1,250	1,458	2,190	1,966	2,043	1,887	1,850
	ウニ類	5,799	6,325	5,876	6,503	6,065	6,168	6,299	6,262	6,326
	ホタテガイ	318,095	329,632	318,183	320,769	350,303	351,080	344,506	332,633	318,653
広域種	マダイ	1,223	1,104	1,012	994	960	827	910	885	914
	ヒラメ	1,589	1,549	1,632	1,424	1,414	1,520	1,541	1,480	1,706
	クルマエビ	10,795	13,284	12,422	10,730	9,251	8,563	7,444	7,681	7,352
サケ(シロサケ)		164,300	162,200	177,200	177,800	176,700	163,000	156,100	178,100	147,000

資料：(研)水産研究・教育機構・(公社)全国豊かな海づくり推進協会「栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績」  
注：サケ（シロサケ）放流数は暫定値。

## (5) 漁場環境をめぐる動き

### ア 藻場・干潟の保全と再生、漁場環境の改善の推進

- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要。国は、地方公共団体による藻場・干潟の造成と、漁業者等による保全活動が一体となった、広域的な対策を推進。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となる動物・植物プランクトンの増殖には、陸域や海底等から供給される窒素やリン等の栄養塩類が必要。栄養塩類が減少している海域もあり、瀬戸内海では、令和3（2021）年6月に改正された「瀬戸内海環境保全特別措置法」により、栄養塩類の供給・管理を可能とする栄養塩類管理制度を導入。

#### コラム

#### 北海道太平洋沿岸における漁業被害

北海道太平洋沿岸において、令和3（2021）年9月中旬から赤潮が発生し、ウニやサケ等に漁業被害が発生。国は、北海道や研究機関等と連携し、広域モニタリング技術の開発、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発、赤潮原因プランクトンの水産生物に対する毒性の影響等の調査、漁場回復の取組等を支援。



海底でへい死した大量のウニ



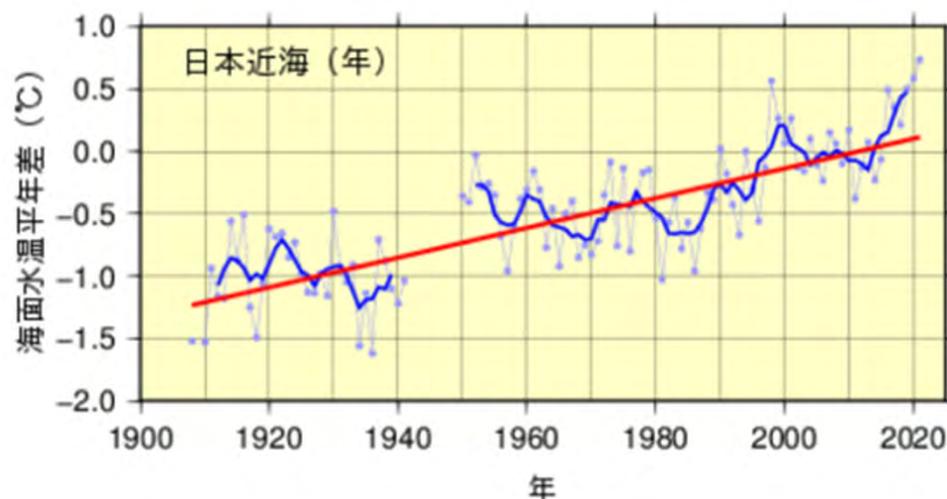
えらが白くなっており、酸欠で死亡したと推測されるサケ

## (5) 漁場環境をめぐる動き

### イ 気候変動による影響と対策

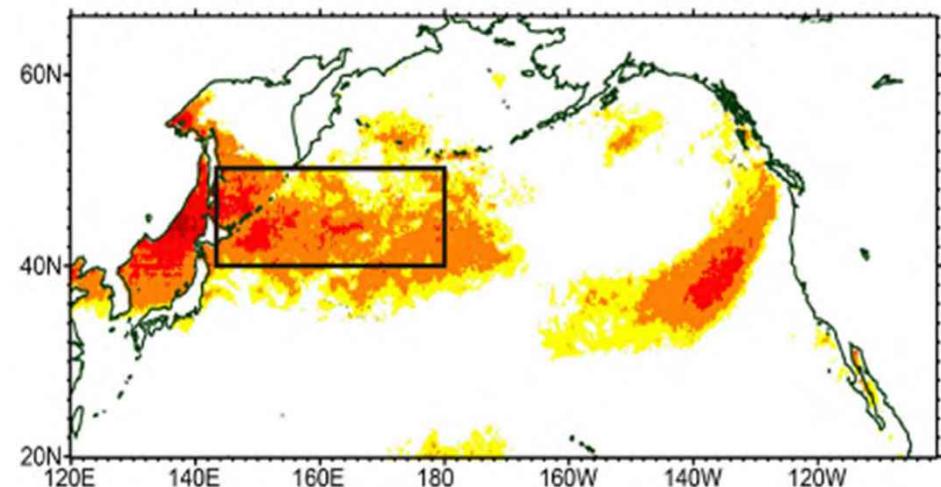
- 気候変動は、地球温暖化による海水温の上昇等により、水産資源や漁業・養殖業に影響。北海道のブリの豊漁、サワラの分布域やマサバの産卵場の北上等が発生。
- 気候変動への緩和策として、漁船の電化・水素燃料電池化、ブルーカーボン（海洋生態系に貯留される炭素）の二酸化炭素吸収源としての可能性の追求等、水産分野においてもカーボンニュートラルに向けた取組を推進。
- 適応策として、海洋環境の変化に対応し得るサケ稚魚等の放流手法や高水温耐性を有する養殖品種の開発等を推進。

#### 日本近海の平均海面水温の推移



資料：気象庁地球環境・海洋部「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」より抜粋。  
注：図の青丸は各年の年平均差を、青の太い実線は5年移動平均値を示す。赤の太い実線は長期変化傾向を示す。

#### 北西太平洋で確認された海洋熱波



資料：原著論文 Kuroda and Setou (2021) Remote Sens. 13, 3989 より抜粋。  
注：図中の色は、令和3（2021）年7月30日の海洋熱波の強度（30年間の日別水温からの差を規格化）を示す。黒枠の領域での令和3（2021）年7～8月の海洋熱波は、昭和57（1982）年以降で最大であった。

## (5) 漁場環境をめぐる動き

### ウ 海洋におけるプラスチックごみの問題

- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系のほか、漁獲物への混入等漁業にも影響。
- 水産庁は、
  - 1) 使用済み漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、
  - 2) 環境に配慮した素材を用いた漁具の開発やリサイクル推進を念頭に置いた漁具の検討、
  - 3) 漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進、
  - 4) マイクロプラスチックが水産生物に与える影響の調査、等を実施。



海洋生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験

## (6) 野生生物による漁業被害と対策

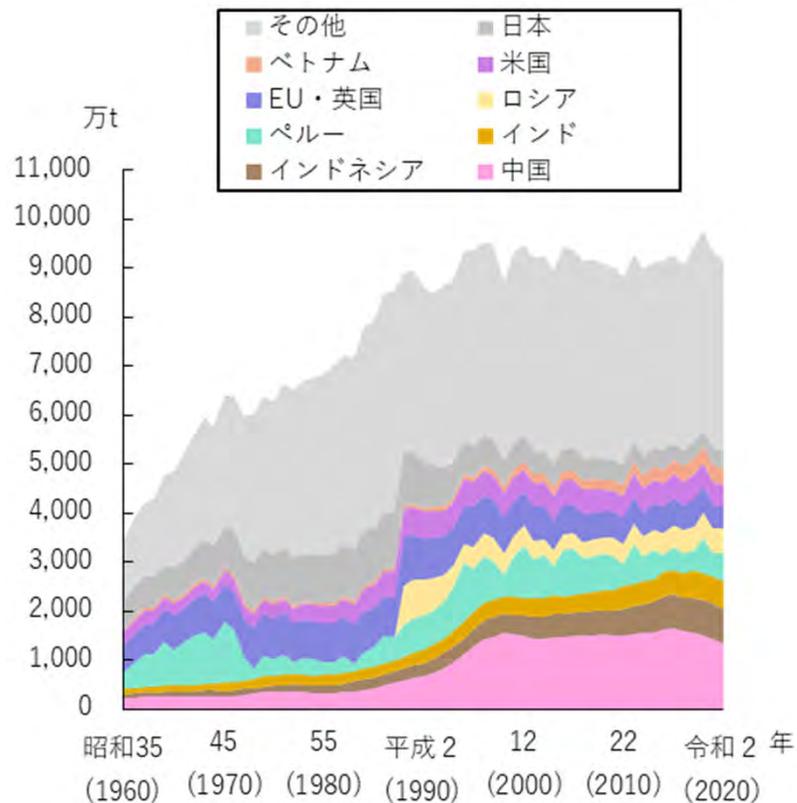
- トド、ヨーロッパザラボヤ等の野生生物による漁業被害が発生。国は、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等への支援等を実施。
- トドによる漁業被害額は、平成25（2013）年度の約20億円から令和2（2020）年度は約5.5億円に減少。

# 第4章 水産業をめぐる国際情勢

## (1) 世界の漁業・養殖業生産

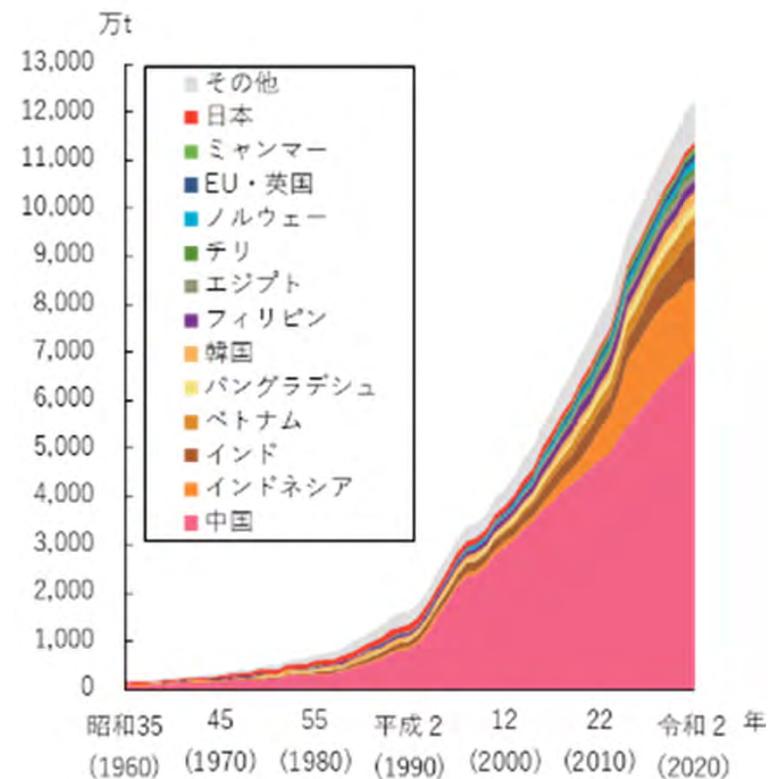
- 漁業の漁獲量は、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増大。
- 養殖業の収穫量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。

### 世界の漁業の国別漁獲量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

### 世界の養殖業の国別収穫量の推移

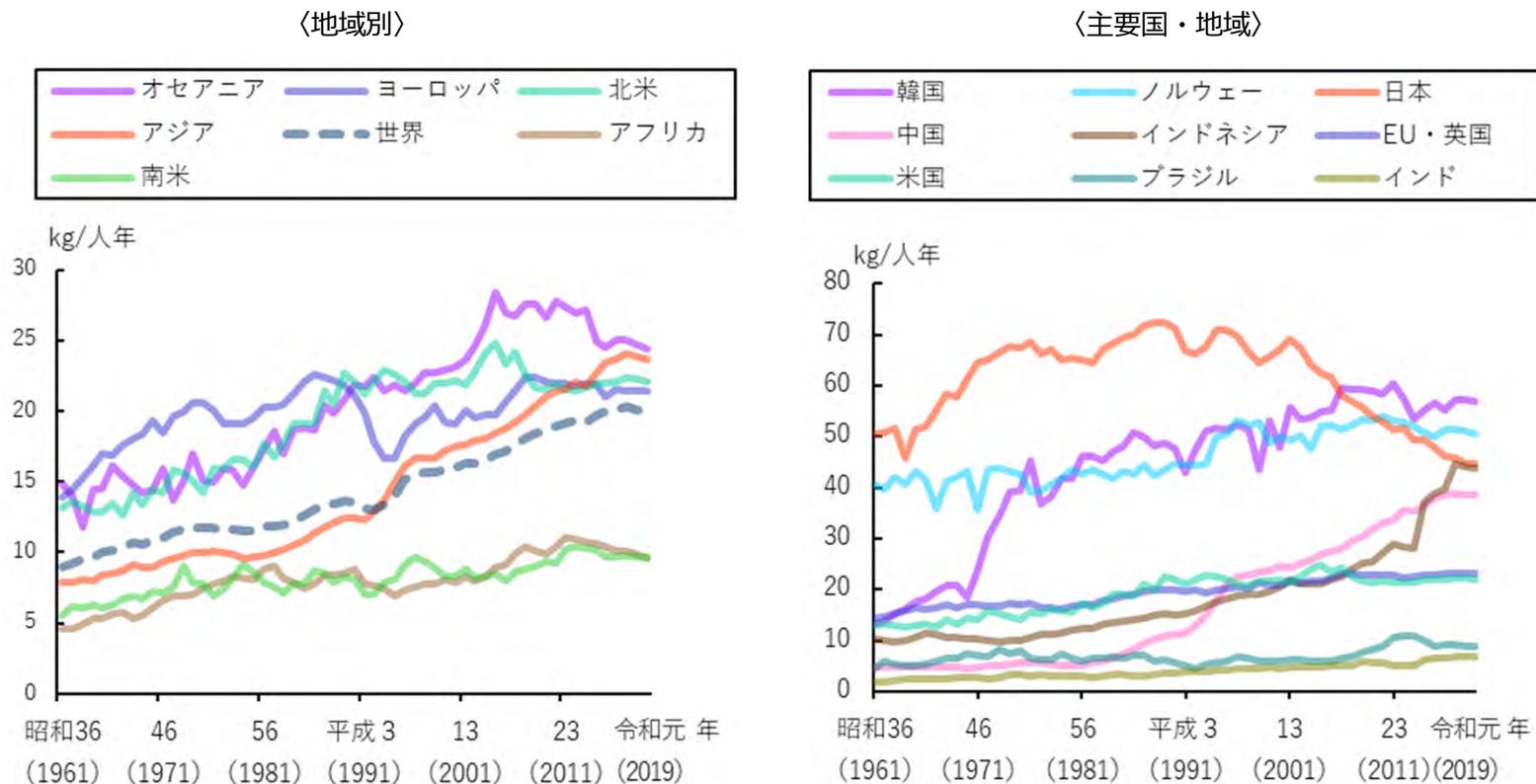


資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

## (2) 世界の水産物消費

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、50年で約2倍に。一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、約50年前の水準を下回り推移。

### 世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食料ベース）

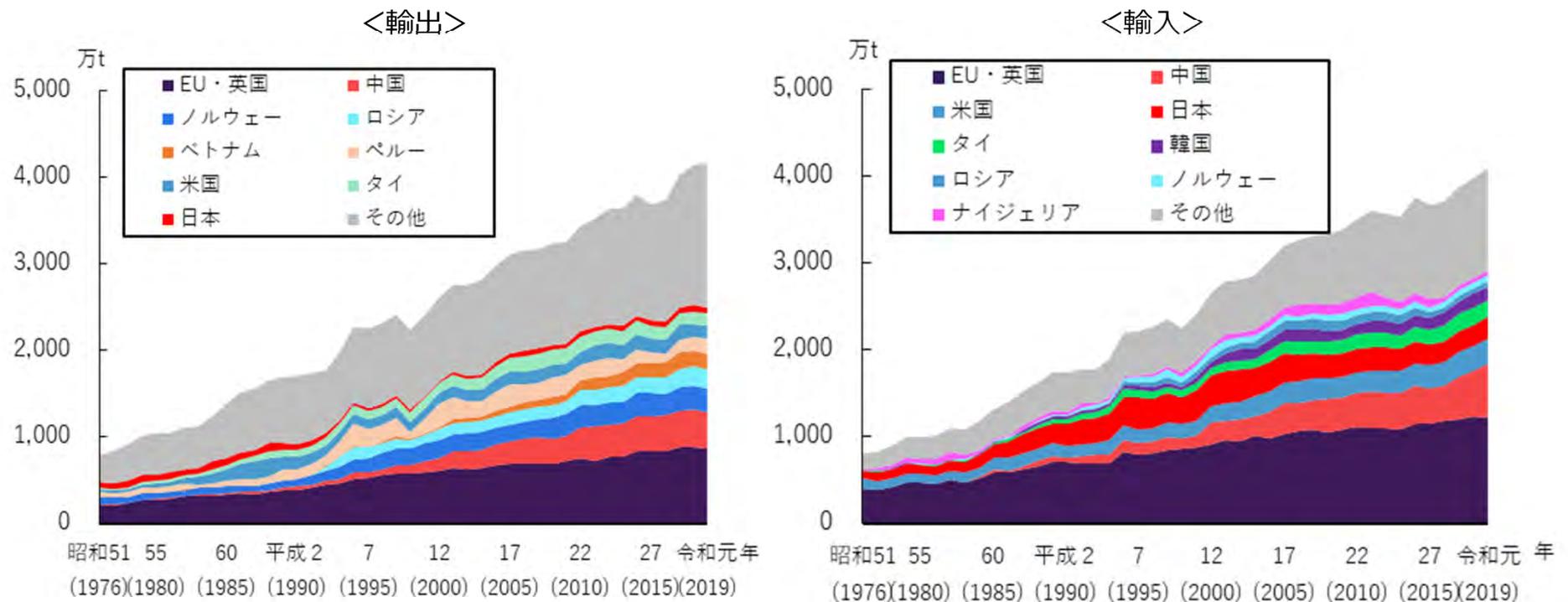


資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)  
注：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

### (3) 世界の水産物貿易と国際情勢

- 世界では、水産物需要の拡大に伴って水産物輸出入量が増加。世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出仕向け。
- 我が国とASEAN構成国、豪州、中国、韓国、ニュージーランドが参加するRCEP協定が発効。

#### 世界の水産物輸出入量の推移



## (4) 国際的な資源管理

### ア カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

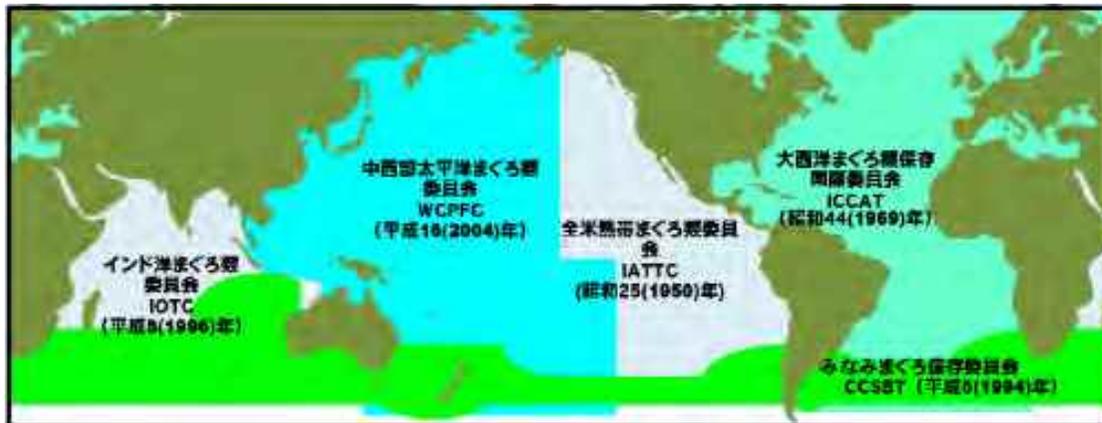
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の令和3（2021）年の年次会合では、太平洋クロマグロについて、
  - 1) 大型魚の漁獲上限の15%増加、
  - 2) 漁獲上限の未利用分の繰越率の上限を漁獲上限の5%から17%へ増加する措置の今後3年間延長、
  - 3) 小型魚の漁獲上限を大型魚へ振り替えることを可能とする措置を継続的な措置とするとともに、今後3年間、小型魚の漁獲上限の10%を上限として、1.47倍換算して振り替えることを可能とすること、を内容とする措置が合意。
- 我が国では、WCPFCの合意を受け、大型魚（30kg以上）及び小型魚（30kg未満）に漁獲上限を設定し、大臣管理区分及び都道府県にTACを配分。
- 遊漁については、令和3（2021）年6月1日から令和4（2022）年5月31日までの間、小型魚は採捕禁止、大型魚を採捕した場合には尾数や採捕した海域等を水産庁に報告する義務。当初想定していた水準を上回る大型魚の採捕数量が報告され、漁業者を含めた資源管理に支障を来すおそれが生じたため、令和3（2021）年8月21日から令和4（2022）年5月31日までの間、大型魚も採捕禁止に。

## (4) 国際的な資源管理

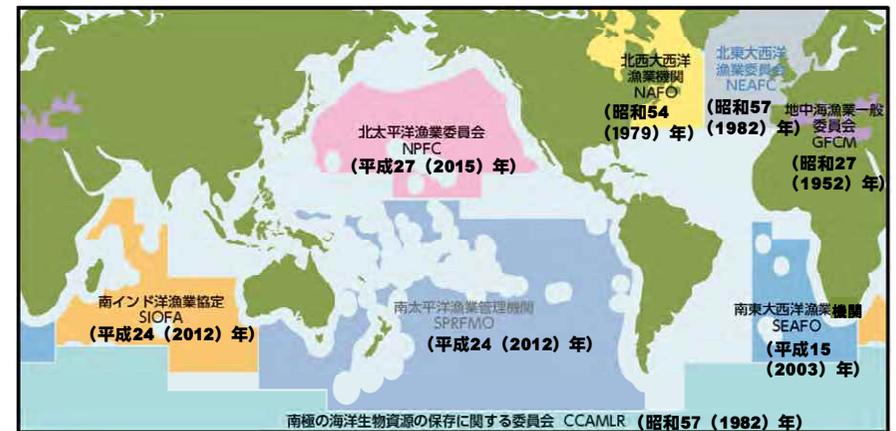
### イ サンマ、マサバ等の地域漁業管理機関の動向

- 北太平洋の公海では、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 令和3（2021）年の年次会合では、令和3（2021）年及び令和4（2022）年におけるサンマの公海でのTACを198,000t（令和2（2020）年から40%削減）とすること、各国等は公海での漁獲量を平成30（2018）年の実績から40%削減すること等を合意。

#### カツオ・マグロ類を管理する 地域漁業管理機関と対象水域



#### カツオ・マグロ類以外の資源を管理する 主な地域漁業管理機関と対象水域



注：（）は条約発効年

## (4) 国際的な資源管理 Ⅰ 二国間等の漁業関係

- **ロシア**との間では、交渉により決定された操業条件の下で日ロ双方の漁船が操業。
- **韓国**との間では、相互入漁の操業条件等が合意に至っておらず、協議を継続中。
- **中国**との間では、相互入漁の操業条件等が合意に至っておらず、協議を継続中。また、日本海大和堆周辺の中国漁船等による違法操業の防止のため、水産庁は漁業取締船を同水域に重点配備し、海上保安庁と連携して対応。
- **台湾**との間では、前年（令和2（2020）年）の操業ルールを継続。
- **太平洋島しょ国**のEEZは、入漁料の引上げ、保護区の設定等により入漁環境の厳しさが増大。海外漁業協力等を行い、海外漁場の安定的な確保に努めている。

## (5) 捕鯨業をめぐる動き

- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関との連携も含めて実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

# 第5章 安全で活力ある漁村づくり

## (1) 新たな漁港漁場整備長期計画

- 漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場の整備を総合的・計画的に推進するため、5年を一つの計画期間として、「漁港漁場整備法」に基づき定めるもの。
- 令和4（2022）年3月に閣議決定された新たな漁港漁場整備長期計画では、1）産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、2）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、3）「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上、を重点課題とした。

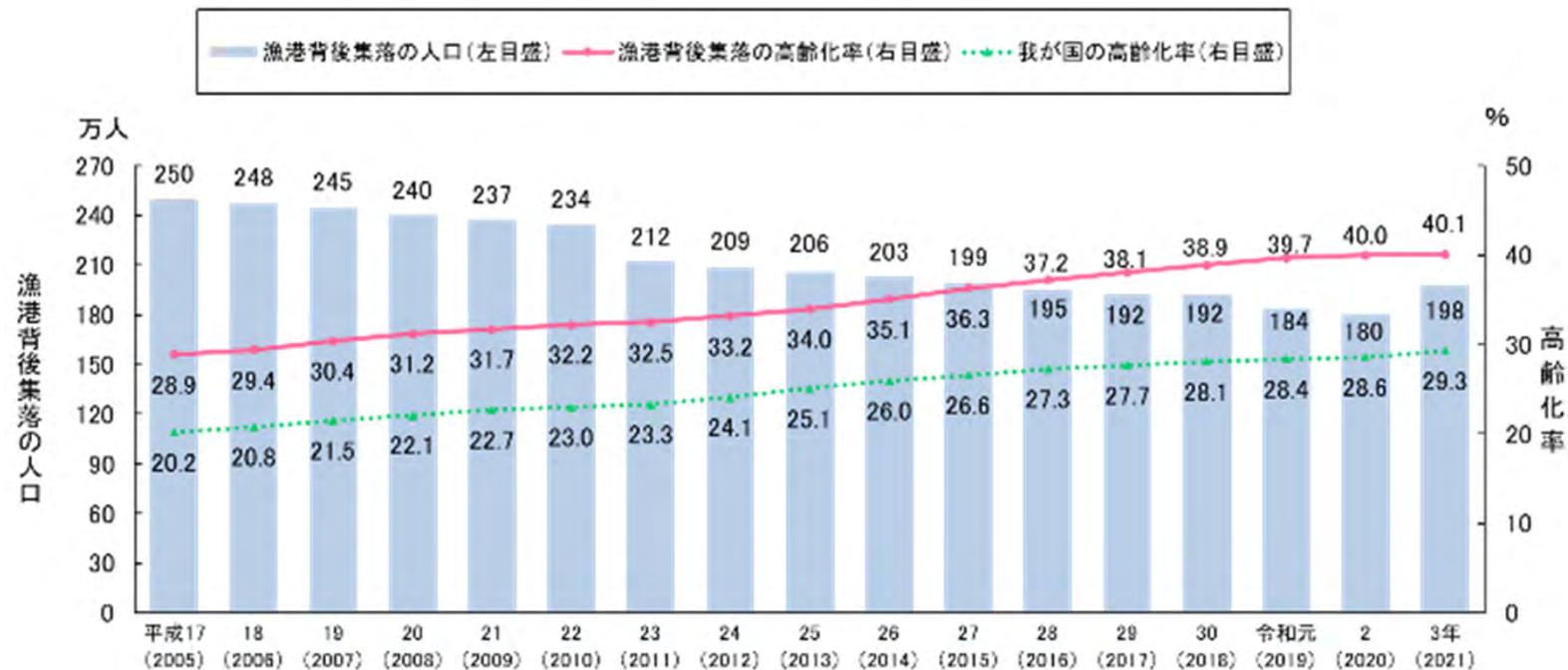
### 新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水産資源の減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少に加え、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の激甚化等により、取り巻く環境は依然厳しい状況</li> <li>○ 新たな資源管理、需要に応じた養殖生産への転換、輸出促進等を進め、グリーン化やデジタル化等の新たな社会情勢の変化への対応が必要</li> </ul>		
重点課題	産地の生産力強化と輸出促進による <b>水産業の成長産業化</b>	海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による <b>持続可能な漁業生産の確保</b>	「海業」振興と多様な人材の活躍による <b>漁村の魅力と所得の向上</b>
実施の目標と目途寸表	<b>ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化</b> ◆ 流通機能を著しく強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点を育てる。 	<b>ア 環境変化に対応した漁場生産力の強化</b> ◆ 海洋環境的観点に照らし、その変化に対応した持続可能な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。 	<b>ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化</b> ◆ 漁業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。 
主な取組内容	<b>イ 養殖生産拠点的形成</b> ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点を育てる。 	<b>イ 災害リスクへの対応力強化</b> ◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。特用にとわたり漁港機能を持続的に発揮する。 	<b>イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍</b> ◆ 年齢、性別・国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。 
	（共通課題）社会情勢の変化への対応（グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応）		
	□ 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合 <b>45% (R3) → おおむね170% (R9) 増</b>	□ 流通拠点漁港における、漁業従事者の早期退職体制が構築された漁港の割合 <b>17% (R3) → おおむね170% (R9) 増</b>	□ 漁業に対する新たな「海業」等の取組件数 <b>5年間でおおむね1,500件 増</b>

## (2) 漁村の現状と役割

- 漁業集落の多くが、漁業生産には有利である反面、自然災害に対して脆弱。高齢化、人口減少が進行し、高齢化率は40%。
- 水産業及び漁村は、1) 自然環境を保全する機能、2) 国民の生命・財産を保全する機能、3) 交流等の場を提供する機能、4) 地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を発揮。

### 漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（我が国の高齢化率、国勢調査実施年は国勢調査人口による）

注：平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

### (3) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

- 大規模地震・津波や激甚化・頻発化する自然災害による甚大な被害に備えて、漁港・漁村における事前の防災・減災対策等を推進していく必要。国は、防波堤と防潮堤による多重防護、粘り強い構造の防波堤、避難路の整備等を推進。
- 漁港施設等のインフラが老朽化。予防保全のための対策を盛り込んだ計画に基づき、インフラの老朽化対策を推進。

#### コラム

ふくとく おかのぼ

#### 海底火山福徳岡ノ場の噴火に伴う軽石等の漂流・漂着

令和3（2021）年8月の福徳岡ノ場（硫黄島から南約50 kmにある小笠原諸島の海底火山）の海底噴火により、多量の軽石等が漁港に漂着し、漁船のエンジントラブル等が発生。緊急的に漁港管理者等が災害復旧事業等を活用し、軽石の回収、運搬及び処分を実施。また、軽石は海岸にも漂着し、漁業関係者やボランティアの方々も参加して、地域一丸となって回収。

漂流軽石の効果的な回収技術については、国土交通省港湾局と水産庁が連携して取りまとめ、その結果を公表、周知。また、軽石の回収作業が進む中、軽石の処分や利活用が課題。



へんとな

沖縄県辺土名漁港の（左）大量の軽石の漂流・漂着による埋そく状況、（中）軽石除去作業前の港内、（右）軽石除去作業後の港内

## (4) 漁村の活性化

- 漁村の活性化のためには、それぞれが有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することで、来訪者を増やし、交流を促進することが重要。
- 漁港機能の再編・集約等により空いた漁港の水域や用地等が、増養殖や水産物直売所等の海業（うみぎょう）等に活用され、漁村の活性化に寄与。

### コラム 「海業」について

新たな水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、「海業」という言葉が盛り込まれた。この言葉は、昭和60（1985）年に神奈川県三浦市により提唱されたもの。

両計画において、海業は「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義。漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し、根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指している。

漁港における海業としては、用地等を活用した水産物等の販売・提供、プレジャーボートの受入れ、陸上養殖を行う事業、水域を活用した蓄養・養殖、漁業体験、海釣りを行う事業等。



例：富来漁港（石川県羽咋郡志賀町）

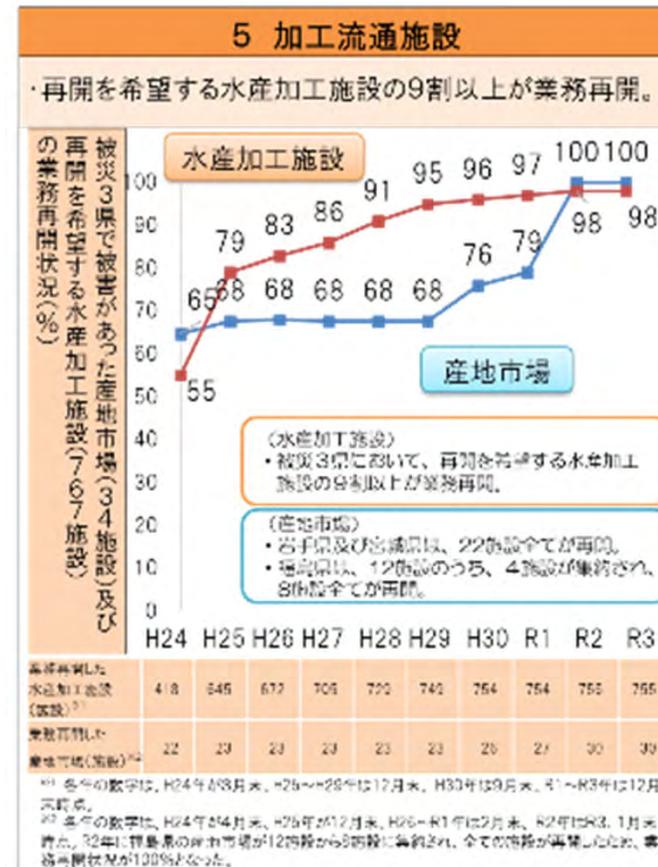
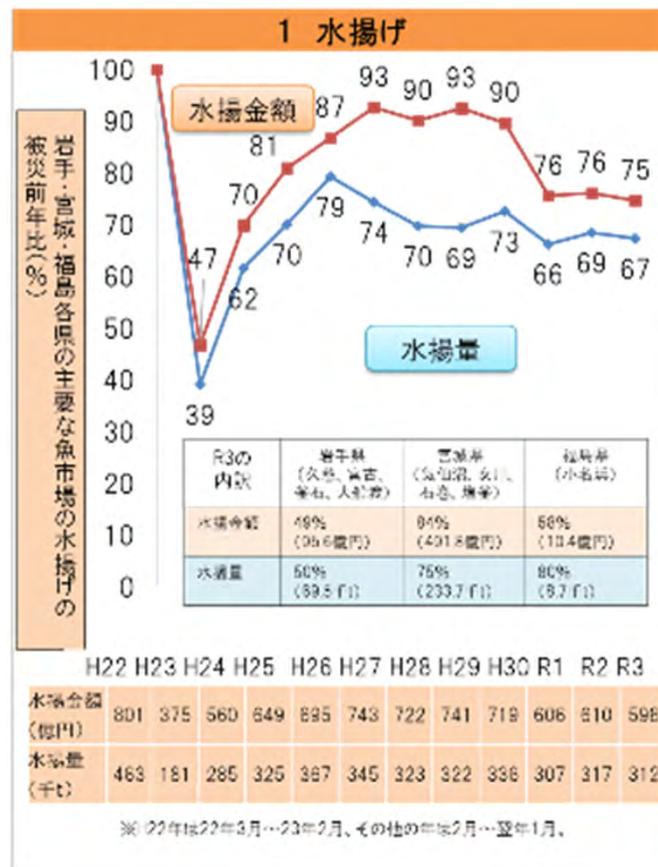
漁港の用地に飲食店（回転寿司）と水産物直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供。

# 第6章 東日本大震災からの復興

## (1) 水産業における復旧・復興の状況

- 漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧はおおむね完了しているが、水揚げや水産加工業の売上の回復が課題。
- 国は、引き続き、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や、水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を支援。

### 水産業の復旧・復興の進捗状況（令和4（2022）年3月取りまとめ）



## (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

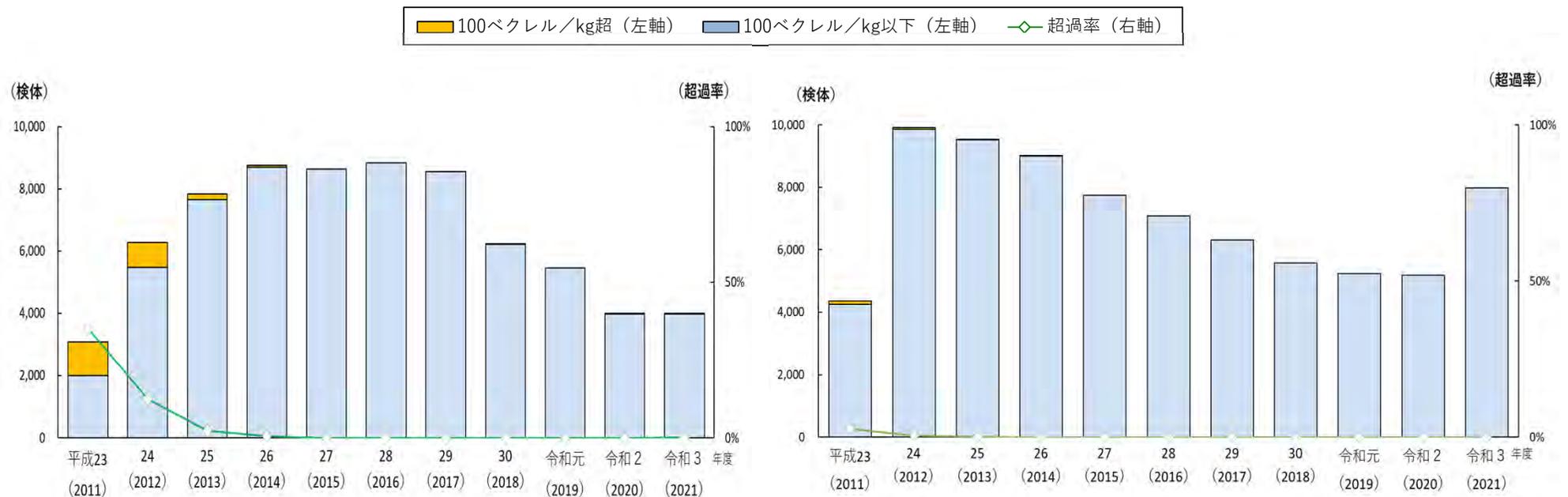
### ア 水産物の放射性物質モニタリング

- 放射性物質モニタリング結果が基準値を超える水産物は、国、関係都道府県、漁業関係団体等の連携によって流通を防止。令和3（2021）年度の基準値超過検体数は、福島県においては、海産種2検体、淡水種2検体。福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度は基準値超過検体なし。

#### 水産物の放射性物質モニタリング結果（令和4（2022）年3月末現在）

<福島県で採取された海産種>

<福島県以外で採取された海産種>



## (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

### イ 多核種除去設備（ALPS）等処理水の取扱い

- ALPS等で浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについて、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提として、令和3（2021）年4月にALPS処理水の処分に関する基本方針を決定。その後、8月にALPS処理水の処分に伴う当面の対策を取りまとめ、12月に行動計画を策定。
- 新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を行うほか、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策等を確実に実施することで、被災地の漁業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が安心して漁業を行うことができる環境が整備されるよう、政府一丸となって対応。

### ウ 風評の払拭と諸外国・地域による輸入規制への対応

- 海外に向けて、英語、中国語、韓国語でのモニタリング結果を公表。各国政府に対し、輸入規制の撤廃に向けて働きかけ。その結果、水産物の輸入規制を講じていた54か国・地域のうち、42か国が令和4（2022）年3月末までに輸入規制を撤廃。
- 輸入規制を撤廃していない国・地域についても、台湾が一部の県を対象とする輸入停止措置を我が国での出荷制限品目を対象とする輸入停止措置に変更するなど、規制内容が緩和。

## (参考) 水産施策の主なKPI

分野	KPI	進捗状況（令和3（2021）年末時点）
漁業	令和12（2030）年度までに、漁獲量を平成22（2010）年と同程度（444万t）まで回復させることを目指す（参考：平成30（2018）年漁獲量331万t）。	令和2（2020）年の漁獲量（海藻類及び海産ほ乳類を除く）は、317万tであり、目標の71%。
養殖業	令和32（2050）年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指す。	令和元（2019）年の人工種苗比率（ウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ）は2.8%。 令和3（2021）年の配合飼料比率は45%。
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12（2030）年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3～4万t ・新魚種（ハタ類等）1～2万t ・ホタテガイ 21万t （・真珠 令和9（2027）年目標200億円）	令和2（2020）年の生産量は、以下のとおり（%は目標との比較）。 ・ブリ類 13.8万t（57%） ・マダイ 6.6万t（60%） ・クロマグロ 1.9万t（93%） ・サケ・マス類（ギンザケのみ）1.7万t ・ホタテガイ 14.9万t（71%） （・真珠 128億円（64%））
輸出	水産物の輸出額を令和7（2025）年までに0.6兆円、令和12（2030）年までに1.2兆円とすることを目指す。 （うち令和12（2030）年の輸出重点品目 ・ブリ類 1,600億円 ・マダイ 600億円 ・ホタテガイ 1,150億円 ・真珠 472億円）	令和3（2021）年の水産物輸出額は、3,015億円であり、令和12（2030）年の目標の25%。
水産業全体	令和14（2032）年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和2（2020）年度の水産物の自給率は、以下のとおり。 ・食用魚介類 57% ・魚介類全体 55% ・海藻類 70%
水産業全体	令和22（2040）年までに、漁船の電化・燃料電池化等に関する技術の確立を目指す。	技術の確立に向けて、水素燃料電池を使用する漁船の実証を計画。

# 令和4年度 水産施策

## 概説

施策の重点、財政措置、税制上の措置、金融上の措置、政策評価

### I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- ・ 資源調査・評価の充実
- ・ 新たな資源管理の着実な推進
- ・ 漁業取締・密漁監視体制の強化等
- ・ 海洋環境の変化への適応

### II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- ・ 漁船漁業の構造改革等
- ・ 養殖業の成長産業化
- ・ 経営安定対策
- ・ 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備
- ・ 内水面漁業・養殖業
- ・ 人材育成
- ・ 安全対策

### III 地域を支える漁村の活性化の推進

- ・ 浜の再生・活性化
- ・ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化
- ・ 加工・流通・消費に関する施策の展開
- ・ 水産業・漁村の多面的機能の発揮
- ・ 漁場環境の保全・生態系の維持
- ・ 防災・減災、国土強靱化への対応

### IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

- ・ みどりの食料システム戦略と水産政策
- ・ スマート水産技術の活用
- ・ カーボンニュートラルへの対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策

### V 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

- ・ 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興
- ・ 原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服

### VI 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・ 関係府省等の連携による施策の効率的な推進
- ・ 施策の進捗管理と評価
- ・ 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
- ・ 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
- ・ 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・ 財政措置の効率的かつ重点的な運用

## 水産白書の公開について

---

- 水産白書本文は、農林水産省webサイトに掲載しておりますので御覧ください。



<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>

- 今回から水産白書本文の各所にQRコードを掲載し、関連する農林水産省Webサイト等を参照できるようにしています。